

第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該整備事業計画の期間が変更された場合であつて、当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設の一部を当該法人の事業の用に供したことにより輸送力の増強に著しい効果を生じさせる場合として財務省令で定める場合に該当することとなつた場合には、当該事業の用に供された部分に相当する当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を基礎として財務省令で定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度後（当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定都市鉄道整備促進特別措置法第十一条第一項の規定により整備事業計画の認定を取り消された場合、その取り消された日ににおける当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額

二 特定都市鉄道整備促進特別措置法第九条の譲渡、合併又は分割により鉄道事業の全部を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に鉄道事業の全部を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前ににおける特定都市鉄道整備準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 鉄道事業の全部を移転した日ににおける特定都市鉄道整備準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日ににおける特定都市鉄道整備準備金の金額

四 前三項、前三号、次項及び第八項の場合以外の場合において特定都市鉄道整

備進準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7|

第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

この場合においては、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項の規定は、適用しない。

8|

第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項の規定は、適用しない。

第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9| 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10| 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

11| 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定す

る認定事業者であるものが、第一項に規定する適用事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定都市鉄道整備準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

13 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合（第六十八条の四十七第十二項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十七第十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十七第十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、第三項「第十項」とあるのは、「第三項の」とあるのは、「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは、「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは、「第六十八条の四十七第十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の四十七第十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは、「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

14 第一項又は第十一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年

度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

15 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十七第十三項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十七第十三項」と、「第三項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十七第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

16 第一項又は第十一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場合（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前ににおける当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

17 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

18 第一項又は第十一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

- てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。) を積み立てて、いる法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合(同条第十七項前段に規定する場合を除く。)には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引き継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。
- 19 第五十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てて、いる法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。
- 20 第九項及び第十項に定めるもののほか、第一項から第八項まで及び第十一項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- (新幹線鉄道大規模改修準備金)
- 第五十六条 省略
- 2-11 省略
- 12 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てて、いる法人が適格合併により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合(第六十八条の四十八第十一項前段に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

13

第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

16 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第十九項中」と読み替えるものとする。

第五十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十五項中「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

(ガス熱量変更準備金)

4 13

14 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

18 第五十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立ててゐる法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十五項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

第五十  
改修準備  
幹線鐵道  
にて、同  
及び第四  
一項及び  
あるの  
同 七

〔方々熱量変更準備金〕

第五十六条の二 省略

219 省略

第五十五条第一項から第十三項までの規定は、第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に一般ガス事業を移転した場合（第六十八条の四十九第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項中」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替えるものとする。

11  
省略

(電子計算機買戻損失準備金)

**第五十七条** 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十六條の三 同上

219 同上

（第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に一般ガス事業を移転した場合（第六十八条の四十九第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条の三第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替えるものとする。

11

電子計算機買房損失準備金

**第五十七条** 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に對して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(日本国際博覧会出展準備金)

第五十七条の二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される一千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により当該博覧会への出展をしないこととなつた場合における当該出展費用等の額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを二十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 2 前項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額（その日において同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（以下この項において「連結日本国際博覧会出展準備金の金額」という。）がある場合には当該連結日本国際博覧会出展準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下の条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3 第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法

人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）

二 合併又は分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額）

三 平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合（その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額）

四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）（その解散の日における日本国際博覧会出展準備金の金額）

五 前項、前各号、次項及び第五項の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合（その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額）

41 第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

6 | 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 | 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 | 第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十二第七項に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

9 | 第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人がしないこととなつた当該出展をすることとなつた場合に限り、同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割型分割直前における当該日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日におい

て有する第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額）とみなす。

10 第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の五十二第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

11 第八項の適格合併に係る合併法人又は第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む事業年度における第一項に規定する適用年度の月数その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （使用済燃料再処理準備金）

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第二号）第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、同法第二条第一項に規定する使用済燃料（以下この条において「使用済燃料」という。）の同法第二条第四項に規定する再処理等（次項において「再処理等」という。）に要する費用の支出に充てるため、当該事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人の各

#### （使用済核燃料再処理準備金）

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質（以下この条において「使用済核燃料」という。）の再処理に要する費用（使用済核燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済核燃料を化学的方法により処理するための費用及び当該有用物質を分離した後に残存する廃棄物を処理するための費用をいう。）の再処理に要する費用（使用済核燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済核燃料を化学的方法により処理するための費用及び当該有用物質を分離した後に残存する廃棄物を処理するための費用をいう。以下この項及び次項において「再処理費」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

イ 一イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額  
イ 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合

事業年度に使用済燃料について生じた再処理等に要する費用の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により同条第二項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従つて使用済燃料再処理等積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額（その日において第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（以下この項において「連結使用済燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該連結使用済燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上「益金の額に算入する。

3) 第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

二 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有しないこととなつた場合、次に掲げる場合の区分に応じそれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転したことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合その合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額

計額を控除した金額として政令で定める金額

口 当該法人が前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額（当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

二 前号イに掲げる金額の百分の六十に相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額（その日において第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の使用済核燃料再処理準備金の金額（以下この号において「連結使用済核燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該連結使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までに次項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2) 前項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度において、使用済核燃料について生じた再処理費の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用の生じた日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうち当該再処理費の額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3) 第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額が累積限度額を超えるときは、当該使用済核燃料再処理準備金のうちその超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の

口 イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなつた日における使用済

燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理

等積立金の額に相当する金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における

使用済燃料再処理準備金の金額

四 前項、前三号、次項及び第五項の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における使用済燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

この場合においては、当該使用済燃料再処理準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を除む。）は、当該事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法

人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当

する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第二項、前三号、次項及び第六項の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における使用済核

燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済核燃料再処理準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法

る。

- 7 第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合（第六十八条の五十三第六項に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十三第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。
- 8 第六項に定めるもののはか、第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

- 7 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

- 8 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合（第六十八条の五十三第七項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは、「第五十七条の三第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。
- 9 第一項に規定する法人の前事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額につき第二項の規定の適用を受けることによりその全額を有しないこととなつた事業年度における第一項第一号口に掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （原子力発電施設解体準備金）

##### 第五十七条の四 省 略

- 2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。）に要する費

#### （原子力発電施設解体準備金）

##### 第五十七条の四 同 上

- 2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。）に要する費

五項において同じ。)に要する費用として政令で定める費用をいい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

### 3-10 省略

#### (中小企業等の貸倒引当金の特例)

##### 第五十七条の九 省略

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

#### (漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のが、昭和三十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。)が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。)の百分の三十一に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

用として政令で定める費用をいい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

### 3-10 同上

#### (中小企業等の貸倒引当金の特例)

##### 第五十七条の九 同上

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

#### (漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のが、昭和三十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。)が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。)の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 2-6 同上

(農用地利用集積準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-18 省 略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 省 略

2-15 省 略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十一並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

(農用地利用集積準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-18 同 上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 同 上

2-15 同 上

6 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十一並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

7・8 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 省略

2・3 省略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十一月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一 省略

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（第六号若しくは第七号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三～六 省略

七 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業（当該認定整備事業計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であること、その他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第六十五条に規定する認定整備事業者（当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの（第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

7・8 同上  
一項」とする。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 同上

2・3 同上

4 同上

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（第六号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三～六 同上

七 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に

規定する施行者をいう。以下この号において同じ。)に対する土地等の譲渡又は同法第二条第一項第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等(同法第十一條第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。)の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

九 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業(当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(前三号、第十一号又は第十三号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第六号から前号まで、次号又は第十三号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十一 一団の宅地の造成(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を行う個人(都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。)又は法人(開発許可に基づく地位の承継があつた場合は当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行つた法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡

規定する施行者をいう。以下この号において同じ。)に対する土地等の譲渡又は同法第二条第一項第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等(同法第十一條第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。)の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

八 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業(当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(前二号、第十号又は第十二号から第十五号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

九 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(前三号、次号又は第十二号から第十五号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十 一団の宅地の造成(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を行う個人(都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。)又は法人(開発許可に基づく地位の承継があつた場合は当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行つた法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に

に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号、第二号、第六号若しくは第七号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

#### イ 省 略

口 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）又は土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条の二第一項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものである。）

#### ハ 省 略

十三 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位の承継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号、第七号又は第十一条に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イ・ロ 省 略

十四 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を行つた個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を行つた法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六

係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号、第二号又は第六号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イ 同 上

口 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）又は土地区画整理法第四条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものである。）

#### ハ 同 上

十一 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位の承継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号又は第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イ・ロ 同 上

十三 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を行つた個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を行つた法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六

号、第七号若しくは第十一号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

#### イヽハ 省略

[十五] 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第八号まで、第十一号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イヽニ 省略

[十六] 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第八号まで、第十一号又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イヽハ 省略

5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日

#### イヽハ 同上

[十四] 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号、第七号、第十号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イヽニ 同上

[十五] 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号、第七号、第十号又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

#### イヽハ 同上

5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日